

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第8号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年12月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 581

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

678, 627

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,788
姫路市	139,935
尼崎市	129,056
明石市	82,919
西宮市	132,146
洲本市	12,813
芦屋市	26,728
伊丹市	55,332
相生市	8,520
豊岡市	23,232
加古川市	73,867
たつの市	21,668
赤穂市	13,678
西脇市	11,545
宝塚市	64,518
三木市	22,092
高砂市	25,567
川西市	44,481
小野市	13,305
三田市	31,550
加西市	12,542
篠山市	11,882
養父市	6,952
丹波市	18,245
南あわじ市	13,628
朝来市	8,758
淡路市	12,854
宍粟市	10,969
加東市	10,914
猪名川町	8,611
多可町	6,052
稲美町	8,700
播磨町	9,458
神河町	3,344
市川町	3,607
福崎町	5,262
太子町	9,237
上郡町	4,429

佐用町	5, 0 6 9
香美町	5, 2 3 5
新温泉町	4, 2 8 2